

第 173 号
第 9.30 号

解雇者竹内篤一外七名ニ對スル解雇年當支給
ヲ要求シタルカ店主側ハ到底要求ニ應ズル能ハスト拒
絶シタルヲ以テ同月七日再會ラ約シ無事辭去シタルカ
共ニ後被解雇者側ヨリ再訪スル在再今日ニ及ヒタル
カ彼等ハ最早交渉ノ余地ナキモノト断念シタルニ
シテ如ク本件ニモ茲ニ改落ヲ告ケタルモノト思惟セラル
右及申(通)報矣也

兵衛野秘第一三三號

大正十三年八月二十七日

兵庫縣知事 平塚 清 裁

内務大臣 若槻禮次郎 殿
社會局長 池田 宏 殿
警視總監 太田 政弘 殿
京都 大阪 府知事 殿
神戸 地方支庁所長 事 殿

日本工兵株式會社職工紛議ニ関スル件
管下明石市王寺村所在地工場ハ(資本金五十
万円社長辻泰城)目下職工五十四名(内女工四名)